

○スクランブルの方式を定める件（平成二十六年総務省告示第二百二十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 標準方式第四章第一節及び第二節、第五章第二節並びに第六章第三節及び第四節に定める放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず、別表第一号から別表第三号までのいずれかのとおりとする。</p> <p>四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第一号～別表第九号 （略）</p>	<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 標準方式第四章第一節及び第二節、第五章第二節並びに第六章第三節に定める放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず、別表第一号から別表第三号までのいずれかのとおりとする。</p> <p>四 （略）</p> <p>（同上）</p> <p>別表第一号～別表第九号 （略）</p>